

時、本多彈正大弼より、間宮筑前守、肥田十郎兵衛へ御渡の御書付、左之通り、

壹番町飯田町明地之内、御藥園に可相成場所、奥詰醫師澀江長伯江、一圓ニ御預被仰付、引請世

話可仕旨申渡候之間、得其意可被談候、定居之者四人、身分之義は、是迄之通居置、勤方之義は、長

伯得差圖可相勤旨申渡、并植木屋共は、長伯差配可仕旨申渡候間、其段植木屋共江可被申渡候、

尤是迄御勘定所持場ニ有之處、以來御普請奉行持場ニ相成候間、可被得其意候、

その後御普請奉行の持も止て、長伯のみの御預りと成れり、寛政六年六月十七日より、蝦夷歸り

人幸大夫磯吉といふ二人を、御堀端付の御藥園中に移されて、御扶助あり、又同所に於て、羅紗の

織立等をもなさしめらるといふ、

〔府内備考十三〕澀江長伯御預り藥草植場二ヶ所

一は福富町一丁目の東に在り、略中一は同所西福寺の前にあり、

〔嘉永二年武鑑〕園小石川御藥園奉行 燒火之間 同心十人

二百倭 白山御てん 岡田利左衛門

百倭二人フチ 白山御てん

芥川小野寺

父孫次郎見 習、廿人フチ、岡田善十郎略中

園目黒駒場御藥園預

御役料七人扶持

御藥五人内

植村左平太

父左太 郎見習 植村左太郎

〔大成令六十七〕享保七寅年四月

御留守居江

大久保淡路守支配

丹羽正伯

下總國千葉郡小一作倉野之内、瀧臺野三拾萬坪之場所内拾五萬坪之所江、和藥作らせ、御用之藥種相納、其外は被下候間、其助成を以、年々多く作らせ、世上江出候様に可致候、殘る拾五萬坪は、桐

山、太右衛門に被下候間、諸事致差圖、是又和藥作らせ可申候、

但藥草作り候助力之爲、當分米穀等耕作仕候儀、勝手次第に可仕候、然共拾五萬坪之内、耕作仕